

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊広県第106号

令和6年3月25日

犯罪被害者等支援に必要となる供物に要する経費の取扱いについて（通達）
犯罪被害者等支援のため、犯罪被害者遺族を訪問する際には、その心情に配意するため、社会通念上必要と認められる程度の供花、線香等の供物を持参して対応することが必要な場合がある。

しかしながら、これらの経費については予算措置が講じられておらず、犯罪被害者等に提供できない又は支援を担当する職員が自費で購入している実態が見受けられるところである。

そこで、犯罪被害者等への対応上、社会通念上必要な経費について予算措置を行い、令和6年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしたので、適正かつ犯罪被害者遺族の心情に配意した運用に努められたい。

記

1 対象事案

支出対象となる事案は、次に掲げるものとする。

- (1) 殺人及び致死を結果とする結果的加重犯のうち、必要と認められるもの
- (2) 車両等の交通による人の死亡を生じさせた事故・事件のうち、必要と認められるもの
- (3) その他広報県民課長が必要と認めるもの

2 供物提供対象者

対象事案に係る犯罪被害者の遺族とする。

3 対象物品

犯罪被害者遺族に提供可能な供花、線香、菓子等とする。

4 支出範囲

- (1) 支出額の上限は、1回につき3,000円に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- (2) 原則として1事件につき1回とする。ただし、広報県民課長が必要と認める場合は、この限りではない。

5 事務手続

- (1) 警察本部長は、即時支払に備えて必要な金額を年度当初に広報県民課長に資金を前渡するものとする。
- (2) 対象事案が発生した所属（以下「対象所属」という。）は、広報県民課長（犯罪被害者支援室取扱）との協議を経た上で、犯罪被害者遺族供物支出伺（別記様式第1号）（以下「支出伺」という。）を作成して、広報県民課長へ提出するものとする。
- (3) 広報県民課長は、支出伺に基づき、対象所属に現金を交付するものとする。

(4) 対象所属は、(3)で交付を受けた現金により対象物品を購入の上、供物提供対象者への交付を行うものとする。

なお、購入に当たっては、購入業者から領収書（レシートに品名、領収金額の記載がある場合は、当該レシートで可）を受領するとともに、購入した対象物品については、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「会計規則」という。）第80条に基づく検査を行い、当該検査結果について証明を行うものとする。

また、領収書に必要事項の記載がない場合、レシートによる場合等は、支払証明書（別記様式第2号）を作成するものとする。

(5) 購入業者から購入代金について口座振込による受領の申出があった場合は、(3)の手続を行わないものとし、当該場合にあっては、対象所属は購入業者から請求書（別記様式第3号）を受領するとともに、購入した対象物品については、会計規則第80条に基づく検査を行い、当該検査結果について証明を行うものとする。

(6) (3)で交付を受けた現金の執行残額及び(4)(5)において受領又は作成した書類については、対象物品購入後4日以内に広報県民課長へ送付するものとする。

(7) 資金の前渡を受けた広報県民課長は、会計規則その他の規程の定めるところにより支出、支払、精算等の手続を行うものとする。

6 留意事項

供物提供を行った所属は、当該事件の被害者に対する支出状況、支出金額等について、被害者支援管理システムに入力するものとする。

なお、支出金額の入力に際しては、領収書又は請求書を確認し、誤りがないようすること。

※ 別記様式（略）